

有機フッ素化合物に関するQ & A

有機フッ素化合物について	1
Q. 1 有機フッ素化合物とはどのようなものですか。.....	1
Q. 2 PFOS、PF0Aとはどのようなものですか。.....	1
Q. 3 人への健康影響はどのようなものがありますか。.....	1
規制の状況について	1
Q. 4 PFOS、PF0Aについて、どのような規制がありますか。.....	1
Q. 5 川の水や地下水について、基準はありますか。.....	1
Q. 6 水道水について、基準はありますか。.....	2
相模原市の状況について	2
Q. 7 相模原市では調査は行われていますか。.....	2
Q. 8 どのような調査が行われているのですか。.....	2
Q. 9 PFOS及びPF0Aは検出されていますか。.....	2
井戸水の利用等について	3
Q. 10 個人で井戸水を利用していますが、問題はありますか。.....	3
Q. 11 所有している井戸水の検査はできますか。.....	3

有機フッ素化合物について

Q. 1 有機フッ素化合物とはどのようなものですか。

有機フッ素化合物は、独特の性質（水や油をはじく、熱に強い、薬品に強い、光を吸収しない等）を持ち、撥水剤、表面処理剤、乳化剤、消火剤、コーティング剤等に用いられてきた化学物質です。しかし、環境中で分解されにくく、生物への蓄積性などもあることから、現在、国内外において製造、使用等が規制されています。

Q. 2 PFOS、PFOAとはどのようなものですか。

PFOSは、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (Per Fluoro Octane Sulfonic acid) の略称で、PFOAは、ペルフルオロオクタン酸 (Per Fluoro Octanoic Acid) の略称です。いずれも有機フッ素化合物の一種です。

Q. 3 人への健康影響はどのようなものがありますか。

動物実験では、肝臓の機能、仔動物の体重減少等に影響を及ぼすことが指摘されていますが、人の健康への影響に関して、どの程度の量が身体に入ると影響が出るのかについては、いまだ確定的な知見はありません。

国内において、「PFOS」、「PFOA」の摂取が主たる要因とみられる個人の健康被害が発生したという事例は確認されておりませんが、現在も国際的に様々な知見に基づく検討が進められています。

規制の状況について

Q. 4 PFOS、PFOAについて、どのような規制がありますか。

PFOSは平成22年度に、PFOAは令和3年度に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の第一種特定化学物質に指定され、原則として製造・使用等が禁止されています。

Q. 5 川の水や地下水について、基準はありますか。

環境省は令和2年5月にPFOS及びPFOAを公共用水域及び地下水の人の健康の保護に関する要監視項目に位置づけ、公共用水域及び地下水における暫定指針値を定めました。また、令和7年6月に、内閣府食品安全委員会の評価書を踏まえ、毒性学的に明確な指針値の設定が可能と判断されたため、「暫定指針値」が「指針値」に見直されました。

指針値は生涯にわたる連続的な摂取をしても健康に影響が生じない水準を

もとに安全性を十分考慮して設定されたもので、PFOs及びPFOAの合計値として0.00005mg/L(50ng/L)以下に設定されています。

Q. 6 水道水について、基準はありますか。

厚生労働省は令和2年4月に、「水道水質基準（51項目）」とは別に、水質管理上留意すべき項目として定める「水質管理目標設定項目」において、PFOs及びPFOAの暫定目標値を0.00005mg/L(50ng/L)以下に設定しました。

また、令和7年6月に、PFOs及びPFOAを令和8年4月1日から「水道水質基準」へ引き上げることを決定しました。これにより、水道事業者等はPFOs及びPFOAに関する検査・基準遵守の義務が新たに課されます。

相模原市の状況について

Q. 7 相模原市では調査は行われていますか。

神奈川県が実施した調査にて、市内の河川で指針値を超過する結果となつたことを受け、市では令和3年度から市域全体の状況を把握するために調査を行っています。

Q. 8 どのような調査が行われているのですか。

地下水については、令和3年度から令和5年度にかけて、市内全体の状況把握を目的として、市域全体を2kmまたは4kmメッシュに区切り、調査を実施しました。

また、河川については、指針値を超過している道保川を中心に調査を行いました。

令和6年度からは、指針値超過が確認された地点の継続的な監視調査と指針値超過地点の周辺調査を実施しています。

Q. 9 PFOs及びPFOAは検出されていますか。

調査を行った地点のうちほとんどの地点で、PFOs及びPFOAが検出されています。

また、調査した地下水のうち、中央区南橋本、中央区清新、中央区矢部、中央区上溝、中央区田名、南区上鶴間本町などで指針値を超過していることを確認しています。

河川については、道保川及び鳩川にて指針値を超過していることを確認しています。

調査により、指針値の超過が確認された地点については、継続的に監視調査

を実施しています。

井戸水の利用等について

Q. 10 個人で井戸水を利用していますか、問題はありますか。

井戸水についても、水道水と同様に令和8年4月1日から基準値として、
0.00005mg/L (50ng/L) 以下に設定されています。ご利用の井戸の水質が基
準値を超過した場合は、飲用を控えるようお願ひいたします。

また、市の調査において指針値を超過した地域周辺の地下水を利用する
場合も、飲用を控えるとともに、今後の調査結果にご留意いただくようお願
いします。

Q. 11 所有している井戸水の検査はできますか。

市では、井戸水の飲用に係る水質検査は実施していません。

飲用水としての検査は、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質
検査機関で行うことができます。